

奨学資金貸与希望者募集案内

奨学資金の貸与を希望する皆さんへ

- ☆ この奨学資金は、勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な高校生等の修学を奨励するためにお貸しするものです。
- ☆ この奨学資金は貸与（貸付）です。高等学校等を卒業後返還していただき、後輩の奨学資金として再び活用されます。
- ☆ 奨学資金の貸与を希望する人は、この案内書をよく読み、ご家族の方とよく相談のうえ、申請してください。

★ 申し込みは 5/20(金)まで
興中のとろにお願ひしヨ

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会

※ご不明な点がございましたら学校の担当の先生、または下記までお問い合わせください。

公益財団法人 兵庫県高等学校教育振興会
 奨学資金第1課 貸与係
 電話 078-361-6640

奨学資金の貸与を希望する人は、募集要件等をよく読み十分に理解したうえ、在学する学校へ申し込んでください。

【対象者】

次のすべての要件を満たす方が貸与の対象となります。

- ① 勉学意欲がありながら経済的理由により修学が困難な状況にあり、生計を主として維持する方の収入が別に定める基準額以下であること。
- ② 高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、特別支援（盲・聾・養護）学校の高等部、又は指定した専修学校の高等課程に平成28年4月以降在学すること。
- ③ 申請者の生計を主として維持する方（保護者等）が県内に住所を有していること。

【併用できない奨学金等】

次の奨学金等との併用はできませんのでご注意ください。

- ① 独立行政法人日本学生支援機構（旧日本育英会）による奨学金
- ② 母子及び寡婦福祉法による修学資金
- ③ 勤労生徒奨学資金
- ④ 特別支援教育就学奨励費補助金及び特別支援教育就学奨励費負担金

なお、本会奨学資金は上記以外の奨学金等との併用を制限しておりませんので、上記以外の奨学金との併用については、それぞれの奨学金を扱っている窓口を確認してください。
 ※ ①の奨学金を今回申請しようとする方の兄弟姉妹が受けていても併用にはあたりません。

【収入額の目安】

生計を主として維持している方（所得金額の最も多い方おひとり）の年間収入額の上限は、おおむね次のとおりになります。
 ただし、あくまで目安であり、下表の金額以下であっても家族構成等により限度額が増減します。詳しい試算表は本会ホームページに掲載していますのでご利用ください。

<http://www.pure.ne.jp/~souxzaku/>

世帯人数	給与所得者の場合 (税込の※総収入額)	事業所得者の場合 (必要経費控除後の額)	家族構成 (例)
2人	599万円	196万円	父・申請者
3人	635万円	221万円	父母・申請者
4人	680万円	253万円	父母・申請者・中学生
5人	713万円	276万円	父母・申請者・中学生・小学生
6人	732万円	289万円	父母・祖母・申請者・中学生・小学生

※上記表の総収入額とは、「課税（所得）証明書」の場合は給与収入、「源泉徴収票」は支払い金額、「確定申告書」は収入金額等の中の給与、に記載されている金額となります。

【連帯保証人】

申請にあたっては連帯保証人1名が必要です。

申請者が未成年の場合は、原則として親権者又は後見人の方としてください。

親権者又は後見人以外の方を連帯保証人に定める場合は、返還が長期間にわたるため、ご高齢の方は避けてください。

【貸与月額と貸与（返還）総額】（無利子）

平成28年度入学者の場合

学校区分		貸与月額（自宅）	貸与期間	貸与（返還）総額	貸与月額（自宅外）	貸与（返還）総額
高等学校	国・公立	18,000円	3年	648,000円	23,000円	828,000円
			4年	864,000円		1,104,000円
	私立	30,000円	3年	1,080,000円	35,000円	1,260,000円
			4年	1,440,000円		1,680,000円
高等専門学校	国・公立	18,000円	5年	1,080,000円	23,000円	1,380,000円
	私立	30,000円	5年	1,800,000円	35,000円	2,100,000円
専修学校 （高等課程）	私立	30,000円	2年	720,000円	35,000円	840,000円
			3年	1,080,000円		1,260,000円
			5年	1,800,000円		2,100,000円

- ・「貸与期間」「貸与（返還）総額」は、正規の修業年限によって異なります。
- ・「貸与（返還）総額」は、奨学金通学交通費・電動アシスト自転車購入費等の貸与を受けた奨学生は、本体の貸与額に加算された額となります。

● 職業能力開発促進法等に基づき実施される技能検定受験料

本会奨学生で、1つの技能検定等毎に奨学生が負担した手数料等から1万円を控除した額。
（1万円以内、端数切捨て。）

● 通学交通費（P.8参照）

本会奨学生で、一定の要件を満たす希望者に対して、通学定期券の購入額に応じた額を貸与します。

● 電動アシスト自転車購入費（P.9参照）

本会奨学生で、一定の要件を満たす希望者に対して、通学のための電動アシスト自転車購入にかかる費用を負担額に応じて貸与します。

【貸与期間】

原則として4月から卒業するまでの修業年限です。（随時申請の場合は異なります。）

【申し込みから決定まで】

申込先	手続きはすべて学校を通して行います。学校で「兵庫県高等学校教育振興会奨学金申請書」などを受け取り、必要書類をそろえて学校に提出してください。
申込期間	新規申請募集開始後（4月下旬）から学校が定める期間内（5月中旬頃）です。早めに各学校にお問い合わせください。 *新規申請締め切り後は、家計の急変等により申請をご希望の場合は、毎月月末を随時受付の締め切りとし、受理した日の属する月分からの貸与となります。
選考・決定	選考・結果の通知は、申請書類の審査後、選考委員会を経て8月中旬頃（予定）に学校を通してお知らせします。 *随時受付の場合は異なります。

なお、申請者が多数の場合、申請の条件を満たしていても採用されない場合があります。

また、氏名については、現在常用漢字、JIS第1水準漢字、JIS第2水準漢字及び人名用漢字での表記となりますのでご了承ください。

【貸与時期・方法】

貸与時期（予定）

I期分（4～9月分）	II期分（10～12月分）	III期分（1～3月分）
8月末頃	10月末日	1月末日

（随時申請の場合は異なります。）

貸与方法は、奨学生（生徒）本人名義の金融機関の口座に振り込みます。

【継続して貸与を希望するときの手続き】

毎年度一回、4月に「継続額」を提出していただきます。

【貸与の停止】

休学、長期欠席等で一定期間以上にわたり学校を休むとき、同一学年を重ねて履修したときなどは、その間奨学金の貸与を停止します。また、学年制のない単位制高校で当該年度の修得単位数が18単位未満のときは奨学金の貸与を停止します。

（奨学生の出席の状況等を学校へ随時照会します。）

【貸与の取消】

進学等により貸与の要件に該当しなくなったとき、家計の好転等により貸与を受けることを辞退したとき又は修学の見込みがなくなったときは、奨学金の貸与を取り消します。

【奨学金借用証書の提出】

卒業や貸与の取消等により貸与期間が終了するときに、連帯保証人とともに奨学金借用証書を提出していただきます。

なお、その際に本人、連帯保証人以外に連絡先を設定していただくこととなります。

【奨学金の返還】

貸与期間が終了したときは、奨学金を返還していただきます。返還期間は貸与を受けた金額によって異なりますが、本会が別に定める年額を年賦、半年賦、月賦等により均等に返還していただきます。（貸与期間終了後、半年以内の「一括返還」も可能。）

【下限返還金額】

借用金額	年賦	半年賦	月賦
700,000円以下	70,000円	35,000円	5,840円
700,000円を超え 900,000円以下	80,000円	40,000円	6,670円
900,000円を超え 1,100,000円以下	90,000円	45,000円	7,500円
1,100,000円を超え 1,300,000円以下	100,000円	50,000円	8,340円

【返還が遅った場合について】

返還が遅ったときは、返還猶予の申請がない限り、電話等による督促や規程等に基づく督促状が送付される場合があります。

さらに、計画通りに返還されている間は無利子ですが、督促状に記載の期限までに返還がない場合は、規定により支払いの日までの日数に応じた延滞利息を別途請求させていただく場合があります。

【返還猶予】

本人が、引き続き高等学校に在学・大学等に進学・病気等で返還が困難な場合、願い出により返還が猶予（返還の開始時期を一定期間先延ばしする。）されることがあります。